

一筆致啓上候、然者  
父上様御事、今三月櫛原  
御引弘之砌より、御病症御様取  
追々御快方ニ御移被遊候所、又々  
御差重り、終ニ今八日御逝去之  
趣、宇賀伯父上様ニ新堀吉村より之  
為御知、今廿二日相達奉驚入候、  
誠ニ去年来只々御苦心而已  
相懸々、少も御補養之筋ハ不仕、不  
孝不遇之候得共、兼々申談候通、  
忠孝両全ハ不相調、仍而御大切之  
御病症を見捨出国致し、乍不及  
微忠を  
天朝ニ奉尽居候中、幕府之  
姦吏共  
朝廷を輕蔑し違勅之事  
共多く、  
朝廷正義之御方々様日夜御苦  
心被遊、就中 姉小路様ニハ  
朝廷第一之御方様ニ而、此方共ハ  
実ニ君之如クニ存、日夜参殿  
仕御議論申上、  
聖旨貫徹致候様御尽力被遊  
居候中、今十九日一橋公より別紙  
之通不安届参着、  
朝議紛々タル事ニ候所、豈謀ん  
今廿一日夜四ツ時過 姉小路様  
御所より御退殿之御場合、朔平門  
外ニ於て逆賊三人斬懸々、初刀

藩手ニ候得共、御タユミ無之言人  
之刀御奪取被遊候得共、御家来  
共逝去、言人残リ戦之躰ニ而、終ニ  
三四ヶ所御深手、其夜九ツ時過  
御落命、此方も翌廿二日晩参殿、  
委細承り落涙時を移し居候中、  
諸藩有志士相集、万事議し  
歸宅之所、  
父上様御左右到着、進退茲ニ  
極り、八ツ時頃迄ハ何事も不弁、  
悲嘆ニ而打伏し居候所、能々  
相考候ニ、忠を立ル志より、孝捨テ  
上京いたし居候上、如斯危急存  
亡之秋ニ当り、手を空しく致し  
居候而ハ、却而 黄泉ニ於るて  
父上様江申上様無之訳と存、竊ニ  
微忠を尽居申候、  
母上様より帰国いたし候様之思百、  
承知仕候得共、右都合無據婦  
国相調不申、不孝重候段幾重ニも  
御断御申上可被下候、大暑之砌、  
母上様御病氣等御引起無之  
様御慰申上可申、此度ハ  
母上様へ御書状差上不申、宜御断  
可被下候、御飛帛立懸ケ之由、  
大取急右筆留書外後より  
可申述候、以上、  
五月廿五日  
久万弥殿  
阿明との  
阿明との

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に<sup>1</sup>出典を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

志士たちの書画

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 18

編集 宮内庁三の丸尚蔵館  
制作 株式会社 東京美術  
翻訳 横溝廣子  
発行 宮内庁  
平成十年一月十日発行